

報告記



日本公認会計士協会 監査基準委員会委員長

はまがみ こういち
濱上 孝一

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) Arnold Schilder議長来日シンポジウム報告記

去る2015年10月7日、日本公認会計士協会において、「監査品質及び透明性の向上に向けて—IAASB議長をお迎えして—」をテーマとしてシンポジウムが開催された。同シンポジウムは、IAASB議長のArnold Schilder氏、マネージング・ディレクター（職業的専門家基準担当）のJames Gunn氏をはじめ、監査に関わる多方面の関係者にご登壇いただき、盛会裏に終了した。

本誌では、シンポジウムに参加できなかった方々のために、当日の様子を報告する。また、登壇者のご協力を得て趣旨を補足している点もあるため、参加された方々にも一読をお勧めする。

1 開会の挨拶

日本公認会計士協会副会長の鈴木昌治氏より、世界各国及び我が国において監査品質の向上のためにいろいろな角度からのアプローチが行われていることを背景として、監査品質及び透明性の向上についてシンポジウムで取り上げることとしたとの挨拶があった。

2 IAASBの活動状況

続いて、IAASB議長のArnold Schilder氏より、IAASBの活動状況について説明があった。本稿では、監査報告の改訂に関する内容について、以下、報告する。

・監査報告の改訂の必要性については、

答えは明確である。公共の利益に資する必要がある、短文の報告書よりも多くの情報を求めるニーズがある。監査上の主要な事項 (KAM) が導入され、大きな便益をもたらすと期待されている。

・改訂により、監査人、統治責任者、利用者のコミュニケーションが改善され、監査品質を高めると考えている。また、監査に対する利害関係者の意識も改善すると考えている。

・KAMは、監査人の観点から財務諸表



の監査において最も重要と判断された事項であり、利用者にとっても重要な事項である。前年度の単なる繰返しではなく、当事業年度の監査に関連があるものを記載する。また、監査報告書の利用者に理解できるように、専門的な表現を避けて記載する。KAMは、監査に関して“ニュアンス”を伝えることとなるが、KAMとして取り上げた事項が解決していないことを示すような記述は行ってはならない。KAMは初出の情報の提供を目的にしたものではない。

・ISA701ではKAMの選定において監査人の判断が重視されている。KAMは、統治責任者とのコミュニケーションを行った事項から選定していくが、取締役会、経営者とも議論する。また、KAMを決定するためのガイダンスが提供されている。特別な検討を必要とするリスクやその他重要な虚偽表示リスクが高い領域、重要な経営者の判断を伴う領域（会計上の見積り等）や、それ以外に、当期に発生した重要な事象を考慮する。

3 ディスカッション

続いて、Schilder氏、James Gunn氏（マネージング・ディレクター）、池田唯一氏（金融庁総務企画局長）、熊谷五郎氏（みずほ証券株式会社経営調査部上級研究員）、藤田純孝氏（日本CFO協会理事）、三好崇司氏（株式会社日立製作所取締役監査委員長）、向井俊雄氏（日本ユニシス株式会社代表取締役常務執行役員）、森 公高氏（日本公認会計士協会会長）、弥永真生氏（筑波大学ビジネス科学研究科企業法学専攻教授）の各氏をパネリストに招き、住田清芽氏（日本公認会計士協会常務理事）をコーディネーターとして、ディスカッションが行われた。



(1) ディスカッションの目的と背景

住田氏から、海外での監査報告書の長文化、監査品質の向上に向けた取組みを参考に、我が国でも監査品質を考えるきっかけを提供したい旨、また、本日は監査報告の長文化と監査品質の向上に焦点を当てる旨の説明があった。

そして、我が国における最近の動きとして、会社法の改正とコーポレートガバナンス・コードの策定が行われており、監査品質の評価や監査人の選定のあり方が大きな関心事となっていることや、日本公認会計士協会が監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改訂や監査基準委員会研究報告第4号「監査品質の枠組み」を公表している旨説明があった。一方、不正・誤謬による訂正事例が後を絶たず、監査品質のなだらかで継続的な改善だけでなく、監査品質を一段階引き上げる取組みが必要であるのかもしれないとの問題提起がなされた。

(2) KAMの導入が望まれているのか

住田氏より、金融危機はIAASBの監査報告書の記載内容変更の1つの契機にすぎず、監査報告の改訂は関係者から要望が多く寄せられていたためであること、したがって、我が国において次のステップに進むためには、KAMの導入が望まれているのかを確認することがまずは必要である旨説明があった。

利用者の立場から、熊谷氏より、以下の趣旨のコメントが出された。短形式監査報告におけるpass/failモデルは、長い歴史の中で形成されており、そのこと自体が優れたモデルであることを示している。このモデルの最大の問題点は、ある会社の監査報告が正しいかどうかは事後的にしか判明しないことである。通常、無限定適正（pass）の意見が付された財務諸表は、全面的に信頼するという前提でしか利用できなかった。KAMの導入により、監査人がどこに注意して監査しているのか、また、意見形成のプロセスが可視化されることにより、プロフェッショナルな投資家としてデューケアをメリハリをつけて行うことが可能になるため、日本における導入を期待している。

さらに、熊谷氏からは、財務諸表が信頼できなければ企業の資本コストが上昇することから、監査により信頼性を担保することが重要であること、また、KAMにより財務諸表に対する洞察が深まるが、企業と投資家の対話のためには信頼できる財務諸表が必要であることから、監査報告書の改革は重要であるとのコメントがあった。

三好氏からは、日立製作所における先進的な取組みの説明があった。外部への積極的な情報開示や外部との議論に加え、監査委員会と内部監査と監査人との三様監査の密接な連携・相互評価の取組み等も行われており、これらの取組みを踏まえると、監査報告書の改訂による監査人からの情報提供の有効性には疑問がある旨コメントがあった。また、ガバナンスを高めるには、外部からの監視の効果には限度があるため、社内運営の有効性と透明性を高めることに尽きると考えていること、そのような取組みを普遍的に適用していくためには何らかの制度上の規制も必要であると考えられるが、

実施するからにはより有効にすべきであること、また、既にKAMを導入した国で起きた変化や効果を、是非知りたい旨コメントがあった。

弥永氏からは、制度は優れた人を前提に設計されるものではなく、ごく普通の会社の監査役等に、KAMが監査人への質問の端緒を与えるとすると、監査役等の監査の底上げが期待できること、また、監査人にとっては会社固有の状況に注意が向かい、より適切にリスク評価と対応を行う動機になるのではないかとコメントがあった。

Schilder氏からは、日本の状況を考慮した上で決める必要があるが、本日のような幅広い議論を続けることが重要であるとのコメントがあった。

住田氏から、KAMの目的は、監査報告書のコミュニケーション価値の向上、つまり、監査の可視化であり、これまでは監査はブラックボックスとなっていたが、KAMの導入により監査の透明性の向上が期待されているとのコメントがあった。

(3) 監査意見が曖昧になるおそれはないのか

住田氏より、同じ適正意見であっても、KAMが監査に関する何らかのニュアンスを伝える点をとらえて、保証の枠組みが変わるのではないかと懸念や監査意見が曖昧になるのではないかと懸念があるが、これについて、IAASBの見解を求める質問があった。

Schilder氏より、KAMにより監査意見が曖昧になるとは考えていない旨、また、監査についてより多くのニュアンス・情報を伝えるが、利用者に理解可能な形で伝えなくてはならず、過度にテクニカルなものは不可である一方、知識が全くない人ではなく、中間的な利用者に理解できる必要がある旨説明があった。さらに、監査に関するニュアンスを伝えられれば、

財務諸表をよりよく理解できる、経営者の説明をより興味深く読める、あるいは、時間とともに変化する部分があることや複雑な数値の背後にあるものを理解できるようになることからの、むしろよりよく理解できるようになるとのコメントがあった。

(4) 監査人は、被監査会社固有の状況を記載することができるのか

住田氏より、監査報告の長文化を先行導入している英国のロールス・ロイス社の2014年12月期の監査報告書(英国監査基準に基づいており、ISA 701に基づくものではない)が紹介され、同社の例では、紋切型ではなく、かなり踏み込んで工夫した記載が行われている旨、また、英国では、KAMは各社固有のものを監査人が工夫して作るべきとの判断から、規制当局は文例は作らない方針を貫いた旨の説明があった。一方、我が国では、会社に固有の情報を積極的に記載するという文化は根付いておらず、KAMを導入した場合、紋切型にならずに固有の情報を記載することができるのか、また、監査人は会社が了承した事項しか記載せず、あまり意味のない情報になるのではないかと懸念が表明されているが、これらをどのように考えるかとの問題提起がなされた。

これに対して、藤田氏より、日本企業の経営者は、開示に対して消極的であり、もっと積極的に開示すべき旨、また、指摘されているような懸念を乗り越えて会社が積極的に開示するように促すという視点に立てば、KAMの導入は極めて歓迎すべきこと、さらに、英国における会社側の開示をみると、KAMと比べて同等又はそれ以上の開示を会社が年次報告書で行っており、日本もそのような流れの中で進めていけば、歓迎すべきであるとのコメントがあった。また、投資家だけで

はなく、金融機関や取引先も監査報告書の改訂の受益者であり、公共の利益のために監査報告があるとすれば、日本の企業にとってプラスに働くとのコメントがあった。

藤田氏からはまた、日立製作所のような優れた会社がある一方、日本企業全体でみると開示は改善する余地があること、ガバナンス改革もここ1、2年でようやく進んだが形式的に進んだおそれがあること、また、監査報酬を被監査会社が払っていることから、会社からKAMの記述内容に同意が得られなかった場合に、監査人がどこまで抵抗できるのかが課題になるといったコメントがあった。紋切型ではなく踏み込んだ記述をKAMの中で行うことが有効であり、さらに、KAM単独ではなく、経営に対して開示を促し、対話のレベルを上げることを通じて、結果的に企業の開示のレベルが上がるのがステークホルダーにとっては好ましいとの見解が示された。

弥永氏からは、監査報告書作成の時間が無いと紋切型になるおそれがあること、今後、金商法と会社法の間で二重負担をなくすように制度改正の議論が進んでいくが、例えば、株主総会の時期を遅らせないと現実的ではないかもしれないが、金商法上の監査報告書を株主総会招集通知に添付することで足りる、少なくとも無限定適正意見の場合にはWeb開示でかまわないとするなど、監査報告書を2回発行することによる不必要な時間をなくすための方策を考えていく必要があるとのコメントがあった。

(5) オリジナル・インフォメーション、センシティブ・マター

住田氏より、KAMとして取り上げる事項については、会社から外部に対する開示が行われ、それを踏まえてKAMにおいて記述するのが理想的だが、必ずしもそ

のような状況が整っていない場合もあり、ISA701では会社が外部に開示していない場合の考え方が示されている旨説明があった。次いで、ISA701(A36項)では、会社が外部に開示していない情報の場合、監査人は経営者や統治責任者に追加の開示を促すべきとの記載があるが、これは現実に機能するのかとの懸念が提起された。この点に関して、会計基準や開示のルール上要求されていないことについて、KAMに記載する予定であるとの理由で監査人から会社側に開示を要請された場合、CFOや監査委員会としてどう考えるか、質問が提起された。

作成者の立場から、向井氏より、多くの企業の情報開示については、現状、比較的消極的であること、また、コーポレートガバナンス・コードの導入により、今後、個々の企業が努力するであろうとの発言があった。監査報告書での開示については、従来、監査役会や取締役会は監査人から提示される監査覚書(メモランダム)等により監査人のリスク認識を理解しているが、これを事後的に外部に公表することの必要性には疑問を感じる旨、特に、KAMの文言は時間をかけて協議した上で記載されると考えられるが、限られた日程の中で落とし所を見つけることは、現在の慣行の中では難しい旨、また、見切り発車した文言がマーケットで材料視されて株が売買されることにもなりかねないことから、監査報告書の長文化という形で情報を提供することには疑問があるとの発言があった。

住田氏より、そのような懸念はもっともである旨、また、センシティブ・マターの取扱いは、ISA701でも重大な論点として検討されており、会社の開示を飛び越えて監査報告書でKAMを記載すればよいというものではないが、IAASBでどのように整理したのかについて、Schilder氏に

質問がなされた。

Schilder氏より、経営者・取締役会と監査人の責任は明確に区別されていること、また、経営者と監査報告書のドラフトのやり取りを行うが、センシティブ・マターについては、公共の利益より公にすることによる負の影響が大きいためKAMの記述を行わないとの判断もごく稀にあり、そうでない場合はセンシティブな事項をKAMとして監査人の見解を記載することを躊躇しないといった説明があった。

それを受けて、住田氏より、経営者、統治責任者、監査人がコミュニケーションを緊密に行い、開示の向上にもつなげていくといった取組みをした上で、初めて、KAMを監査報告書に書く趣旨が達成されるのだろうかとの発言があった。

(6) 守秘義務との関係

住田氏より、初出の情報が監査報告書に記載される可能性に関連して、監査人・会社双方から懸念が表明されることがあるが、どのように考えるのか質問が出された。

弥永氏より、我が国の場合、銀行の守秘義務その他の場合で裁判例はいくつかあるが、曖昧なところがある点、また、監査人にとっては、守秘義務に触れないようにするために、おそらくKAMの文面について経営者とコミュニケーションを行うこととなり、経営者の了解又は納得を得て記載することになるであろうこと、あるいは、監査契約書で一定の範囲で守秘義務を免除する約束をしておくことも考えられるといったコメントがあった。また、今後、法律の手当てがなされない場合、裁判をしなければ守秘義務に抵触しているかどうかかわからず、やり取りに時間がかかることから、短い時間で終えるためには紋切型になるであろうこと、さらに、両者が納得する記載にする必要があることから、ISAと同様に、結果的に経営者が自ら開

示するインセンティブが働くことが期待されているのではないかとコメントがあった。

住田氏より、KAMを導入する際には、守秘義務についてあらかじめ整理する必要があることを認識したとの発言があった。

熊谷氏からは、投資判断に資する情報が監査報告書において初出の情報として提供されることを利用者は期待すべきではなく、財務報告のRelevance(目的適合性)と監査報告のRelevance(目的適合性)は同じ用語であっても、意味内容が異なるという共通認識を利用者も作成者も監査人も持つことが重要である旨、また、守秘義務により監査人がKAMとして記述できない場合は、おそらく、そのような事項は財務報告において目的適合性がある情報(投資判断に影響を与え得る情報)であると考えられることから、監査人から作成者に積極的に開示を働きかけてほしい、そういう形でKAMは監査と財務報告全体の品質を高め得る可能性があるとのコメントがあった。

Gunn氏からは、KAMは、監査人に対し、市場にとって目的適合性のある新しい情報、財務情報を特定して、何の制限もなく監査報告書に記載することを求めるものではないこと、KAMは、監査人の目を通して、財務諸表に含まれる重要な情報に光を当てるものであることの説明があった。また、監査人が監査しているのは、財務報告の枠組みに基づいて作成さ



れた財務諸表であり、守秘義務違反は懸念材料にはなるが、現実問題として抵触するリスクは低いと考えられる旨のコメントがあった。

これらの発言を受け、住田氏より、レアケースにあまり過度に拘泥すべきではないこと、会社が適切に開示していれば困難な状況にはならないこと、また、三様監査の密接な連携を前提としたリスクの共通認識があって初めて、何をKAMとすべきかの適切な判断ができるだろうといったコメントがあった。重ねて、外部にKAMとして公表しないとしても、内部で練習することにより監査人のリスク評価の精度が上がっていくと考えられること、監査人の力量が問われていることなどについてコメントがあった。

監査人の力量については、向井氏より、海外での駐在経験に基づき、海外の監査人(特に監査パートナー)は、経営者の目線で会社の状況やビジネス・モデルを深く理解して経営者に助言を提供するという姿勢が優れていると感じていること、さらに企業側も含めて、日本の経理又は監査に関連する会計士、CFO、経理担当者が、立場は違うが、お互いに協力してそのような目線で会社のリスク分析をし、監査対応をし、開示について見つめ直すことが今後の課題であり、人材を育成する必要があるのではないかとコメントがあった。

(7) 監査人の自覚と取組み

森氏より、企業の開示姿勢については、コーポレートガバナンス・コードで明確に記述され、企業による今後の対応が期待できることや、今日の議論を踏まえると、企業の開示があり、これに対してKAMがあり、企業の財務報告の質を上げていくことになるのではないかとコメントがあった。監査人は、リスクについて企業と十分にコミュニケーションを行う必要がある

こと、監査人が自覚を持って自ら対応していく必要があるとのコメントがあった。

池田氏より、金融庁としては、監査報告書の長文化について現状はニュートラルであるとの説明があった。監査の現場は要求事項への対応に忙殺されているとの指摘も聞くが、追加的な作業に対応できるのか、導入するのであれば意味のあるものにする必要があること、多くのステークホルダーへの情報提供の手段として導入するのであるなら、その趣旨が徹底される制度設計が必要であり、二重責任をあまり強調するのはいかがか、また、守秘義務の関係など制度的な手当てが必要なら手当てをすればよいが、制度を変えれば解決するものでもなく、紋切型でないことを監査人が書けるのか、経営者をおもんばかって筆が鈍るのであれば問題であるとのコメントがあった。さらに、監査基準で義務付けられたため仕方なくやるのでは意味がなく、情報提供に向けた監査人の覚悟が重要であるとのコメントもあった。

池田氏からはまた、会計監査を充実させるための1つの道として監査委員会と監査人の連携強化に取り組んできているが、標準的な上場会社を想定するとその連携は必ずしも十分ではなく、経営者に立ち向かう強さはまだ監査人に不足しているのではないかと、また、KAMの導入が連携の強化に有効ならば、利用者への情報提供という側面以外からも制度導入の意義を見出し得るかもしれないとのコメントがあった。

これを受け、住田氏より、監査人に覚悟がない限り、どんな制度改革をしても意味がないということだと思ふとの発言があった。

Schilder氏からは、KAMを適切に記載するには、監査プロセスの早い段階からタイムリーに準備することが重要である

こと、また、最終的には職業的専門家として将来も存続するためにもこのような取組みが重要であるとのコメントがあった。英国においても、金融危機があったにもかかわらず、監査人からのゴーイング・コンサーンに関する警告がなかったことから、監査人は何のために存在しているのかという疑問が呈されたが、監査が重要ではないという議論にはならなかった。

各登壇者のコメントを受け、森氏より、監査は資本市場の要で、生命線であるとの認識を新たにしたこと、スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード等により監査強化のための環境整備は整いつつあり、監査は情報を利用する人に責務を負っていることについて企業側も認識を持たなければならないことが明確になっており、監査人は企業に対して強く発言できること、監査品質を高めることができる環境になりつつあるといった認識が示された。さらに、経営者・監査委員会との深いディスカッションは、KAMの導入いかにかわらず、本来、監査人から強力に進めていかなければならないことであり、監査の立場が強くなっていることを認識して現場で生かしていただきたいとのコメントがあった。

最後に、住田氏より、監査報告の長文化は監査の透明性がキーワードであること、監査品質の向上のためには、監査人がいろいろな方からの質問で鍛えられる環境が必要であると考えていること、また、財務報告のサプライチェーンにおいて、監査のステークホルダーがそれぞれの責任を果たし、財務報告の質・透明性を一緒に高める目的の下に協働できればと考えていることといった結びのコメントがあり、ディスカッションが終了した。